

## 1-4. 生物多様性条約第8条(j)項に関する第6回Ad hoc作業部会

### 1. 概要

2009年11月2日～6日の5日間、カナダ・モントリオール（国際民間航空機関（ICAO）本部）において、第6回「生物多様性条約（CBD）第8条(j)項及び関連規定に関する作業部会」（以下、「8(j)-WG」）（共同議長：Nicola Breier氏（ドイツ））が開催された。

今回の作業部会には、97の条約締約国、約80の原住民及び地域社会代表（Indigenous and Local Communities : ILC）（以下、「ILC」）、国連環境計画（UNEP）等の6の関連国際機関、18のNGO等、300名を超える参加者<sup>1</sup>が集い、議論を行った<sup>2</sup>。

議題は以下のとおりである。

- 議題1. 開会
- 議題2. 組織事項
- 議題3. CBD 第8条(j)項及び関連条項の目的に関連する事項に係る原住民及び地域社会の効果的な参加を促進するためのメカニズム
- 議題4. 伝統的知識の保護のための固有の制度（*sui generis system*）の諸要素
- 議題5. 原住民及び地域社会の文化的及び知的遺産の尊重を確保するための倫理的行動規範の諸要素
- 議題6. アクセス及び利益配分（ABS）に関する国際的制度：アクセス及び利益配分に関する作業部会に対する意見
- 議題7. CBD 第8条(j)項及び関連条項の実施に係る複数年度作業計画
- 議題8. その他
- 議題9. 報告書の採択
- 議題10. 閉会

最初に原住民及び地域社会代表から6名の「ビューローフレンズ（Friends of the Bureau）」が選出され、その中からLucy Mullenkei氏（生物多様性に関する原住民女性ネットワーク）が共同議長として選出された。

議事の進行は、本会議を主として、さらに下記の3つのコンタクトグループが設置され、各コンタクトグループでまとめられた文書を基に本会議で議論するという形で進められた。合意が得られない部分については、適宜関係国が協議等を行い、調整が図られた。

<sup>1</sup> 我が国政府代表として、外務省及び環境省が出席した。JBAからは、本事業タスクフォースの最首太郎委員（水産大学校）と田上麻衣子委員（東海大学）が出席した。

<sup>2</sup> CBD事務局の会合報告書（UNEP/CBD/COP/10/2）は下記URLで閲覧可。（2010年3月2日アクセス）  
<http://www.cbd.int/doc/meetings/cop/cop-10/official/cop-10-02-en.pdf>  
なお、JBA日本語仮訳は本報告書の資料編（4）を参照。

## <コンタクトグループ>

	コンタクトグループ	共同議長
1	倫理行動規範コンタクトグループ	Susanna Chung 氏(南アフリカ)及び Neva Collings 氏(ILC)
2	ABS コンタクトグループ	Damaso Luna 氏(メキシコ)及び Merle Alexander 氏(ILC)
3	複数年度作業計画コンタクトグループ	Tone Solhaug 氏(ノルウェー)及び Gunn-Britt Retter 氏(ILC)

本作業部会最終日には、議題 3、4、5 及び 7 についての勧告が採択された。これら勧告は 2010 年 10 月 18 日～29 日に名古屋で開催予定の CBD 第 10 回締約国会議 (COP10) に送られる。また、議題 6 に関する作業部会の意見も採択され、翌週に同地で開催された第 8 回「アクセス及び利益配分 (ABS) に関する作業部会」(以下、「ABS-WG」) に提出された。

## 2. 主要議題

### 議題 3. CBD 第 8 条(j)項及び関連条項の目的に関連する事項に係る原住民及び地域社会の効果的な参加を促進するためのメカニズム

#### 【概要】

議題 3 は作業部会初日の 11 月 2 日に検討が開始され、三日目に本会議で草案が議論された後、最終日の 6 日に最終勧告案 (UNEP/CBD/WG8J/6/L.2) が勧告 6/1 として採択された。

議論の過程では、ABS に関する国際的制度 (International Regime : IR) (以下、「IR」) の採択や生物多様性と観光に関する CBD ガイドラインに係る支援等の 2010 年以降の実施に向けた能力構築の奨励に関し合意が得られた。情報交換の発達に関しては、グアテマラとタイが原住民及び地域社会の言語への翻訳の必要性を強調し、情報伝達メカニズムに関しては、ウガンダ、ペルー、セネガルが原住民及び地域社会のインターネットアクセス環境が不十分であることへの配慮とラジオ放送による伝達の有用性を指摘した。これらの議論を受け、採択された勧告 6/1 には、効果的な参加促進のためのメカニズムやツールとして、能力構築とともに原住民及び地域社会の CBD 作業への参加のための情報伝達メカニズムの創設等が取り入れられた。

その他、特に以下の内容が勧告されている。

#### <勧告 6/1>

- ABS に関する IR の創設と 2010 年以降の実施に向けた能力構築のための努力を歓迎する。
- 条約事務局に対し、能力構築に関する決議の効果的な実施促進のための努力継続を要請する。
- 条約事務局に対し、地域社会の教育や情報の周知伝達のための電子的、伝統的又はその他の手段の開発とラジオ等の多様なメディアを通じた締約国による情報の普及促進を要請する。
- 事務局長に対し、電子的な伝達手段の開発、更新及び翻訳の継続を要請する。

- 伝統的知識に関する情報ポータルに留意する。
- 締約国に対し、原住民及び地域社会の組織との連絡の促進と第 8 条(j)項に係る作業計画の発展及び実施の促進のために、第 8 条(j)項及び関連条項のための国内フォーカルポイントの指定の検討を要請する。
- 締約国や関連するファンド機関等に対し、自発的基金への貢献を要請する。

#### 議題 4. 伝統的知識の保護のための固有の制度 (*sui generis* system) の諸要素

##### 【概要】

議題 4 は初日の本会議で議論が開始された。その後、三日目の勧告案に関する議論を経て、最終日に最終勧告案 (UNEP/CBD/WG8J/6/L.3) に微修正が加えられた後、勧告 6/2 として採択された。

交渉過程での大きな論点は、世界知的所有権機関 (WIPO) (以下、「WIPO」) における伝統的知識に係る作業に関するものであった。スウェーデン (EC 代表) やオーストラリアは、伝統的知識の保護の知的財産権的側面を検討する主要なフォーラムは WIPO の「知的財産並びに遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会」であり、本作業部会は固有の制度の発展と実施に係る情報の共有に集中すべきと主張した。他方、例えばエジプトは、WIPO は利益配分と伝統的知識に関する事項を議論すべきではないとし、マレーシアは、WIPO で遺伝資源と伝統的知識の保護に関する文書の交渉を開始する旨を決定した WIPO 一般総会決議は、固有の制度に係る CBD の作業に予断を与えるべきではないと主張するなど、意見が対立した。これらの議論を受け、勧告 6/2 では WIPO 一般総会決議を逐語引用した記載が盛り込まれた。

この議論に加えて、ケベック原住民女性協会や生物多様性に関する国際原住民フォーラム (IIFB) 等の原住民団体は、固有の制度創設に際しては原住民の意思決定過程と彼らの慣習法の尊重が必要である点を強調し、固有の制度は原住民及び地域社会の十分かつ効果的な参加、承認及び関与をもって発展させることが合意された。その他、特に以下の内容が勧告されている。

##### <勧告 6/2>

- 固有の制度の諸要素には、締約国等が固有の制度を発展させる際に有効な要素が含まれている点に留意する。
- 固有の制度は、慣習法や慣行、地域社会の取り決め、さらに適宜これら社会の効果的な参加、承認及び関与をもって創設されるべきであることに留意する。
- 固有の制度についてまだ検討等を行っていない締約国に対し、適宜、固有の制度創設の手順を踏むよう奨励する。
- WIPO 一般総会決議に関しては、他のフォーラムで進行中の作業に予断を与えることなく作

業を継続し、遺伝資源や伝統的知識等の効果的な保護の確保のために合意に到達すべくテキストベースの交渉を行うよう留意する。

**議題 5. 原住民及び地域社会の文化的及び知的遺産の尊重を確保するための倫理行動規範  
(Code of Ethical Conduct) の諸要素**

**【概要】**

議題5は初日の本会議において議論が開始された。本議題は、CBD第9回締約国会議(COP9)が示した草案(COP9決議IX/13G)をたたき台として議論が行われたが、草案には数多くのプラケットが付されていたため、プラケットの整理、議論の深化のためのコンタクトグループが設置された。コンタクトグループでは、パラグラフごとに順を追って検討が進められた。議論の焦点の一つとなったのが、本倫理行動規範の性質であった。法的拘束力ある文書策定への足掛かりとすることを狙うインド、エジプト等に対し、カナダやニュージーランドはあくまで任意の規範である点を強調した。また、原住民及び地域社会が伝統的に領有してきた土地等に関する記載、PICに関する記載、知識の保有者(knowledge holders)に関する記載をめぐつては、その内容が国内制度に与える影響等を懸念して、様々な意見が出された。議論を通じて、ほとんどのプラケットは削除されたが、いくつかのプラケットについては合意の形成に至らないまま、四日目に再び本会議の議論に付された。最終勧告案(UNEP/CBD/WG8J/6/L.4)を基に活発な議論が交わされたが、全てのプラケットを外すには至らず、最終日に一部プラケットを残したまま勧告6/3として採択された。

なお、原住民からの提案(ECも支持)により、本倫理行動規範の名称は、Mohawk族の言葉で「the proper way」を意味する言葉を冠する「Tkariwaié:ri<sup>3</sup>倫理行動規範<sup>4</sup>」となった。

**<勧告6/3> 倫理行動規範案の内容**

- 本倫理行動規範は、序文に続き、「理論的根拠(RATIONALE)」「倫理原則(ETHICAL PRINCIPLES)」「方法(METHODS)」の3つのセクション(計30のパラグラフ)で構成されている。
- 本倫理行動規範は、原住民及び地域社会の文化的及び知的遺産の尊重を確保することを目的としている。
- 本倫理行動規範にいう「文化的及び知的遺産」とは、原住民及び地域社会の文化遺産及び知的財産であり、CBDの文脈では生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的知識を指す。

<sup>3</sup> 発音:Tga-ree-wa-yieree

<sup>4</sup> 正式名称:「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する原住民及び地域社会の文化的及び知的遺産の尊重に関するTkarihwaié:ri倫理行動規範」(Tkarihwaié:ri Ethical Code of Conduct on Respect for the Cultural and Intellectual Heritage of Indigenous and Local Communities Relevant for the Conservation and Sustainable Use of Biodiversity)

- 【RATIONALE】冒頭部分では、本倫理行動規範が任意のものであることが明記されている。本倫理行動規範は、原住民等との意見交換、地域や国内等における倫理規範の策定、国内制度の創設等の際の指針となることが意図されている。
- 【ETHICAL PRINCIPLES】伝統的知識に関する知的財産、差別の禁止、透明性、PIC、公正かつ衡平な利益配分、伝統的資源へのアクセス等が規定されている。
- 【METHOD】誠実な交渉、女性への配慮、原住民及び地域社会の十分かつ効果的な参加、守秘義務等が規定されている。
- ①原住民及び地域社会が伝統的に領有してきた土地等に関する文言、②PIC に関する文言、③原住民及び地域社会の伝統的資源体系の決定に係る文言については、合意の形成に至らず、プラケットが残された。

#### 議題 6. アクセス及び利益配分に関する国際的制度：ABS-WG に対する意見

##### 【概要】

第 7 回締約国会議（COP7）決議は、ABS-WG に対し、ABS に関する IR に係る交渉について 8(j)-WG と協力するよう要請しており、同決議の Annex は、交渉の範囲に伝統的知識を含めている。また、第 8 回締約国会議（COP8）決議は、8(j)-WG に対し、ABS に関する IR に係る交渉に関し、遺伝資源に関する伝統的知識の観点から意見を提出するよう求めていた。さらに、本作業部会に先立ち、2009 年 6 月 16 日～19 日にインドのハイデラバードで「遺伝資源に関する伝統的知識に関する技術法律専門家会合」（以下、「伝統的知識専門家会合」）が開催されたが、第 9 回締約国会議（COP9）決議は、8(j)-WG に対し、上記伝統的知識専門家会合の結果を ABS-WG にインプットするよう求めていた。

これらを受けて、翌週に控えた ABS-WG へ意見を送付すべく、初日の本会議で議題 6 に係る議論が開始された。本会議で締約国や原住民等による議論が行われた後、二日目にはコンタクトグループを設置して集中的な審議を行うことが決定された。

コンタクトグループでは、伝統的知識専門家会合報告書及び 2009 年 1 月 27 日～30 日に東京で開催された「コンプライアンスに関する法律技術専門家会合」（以下、「コンプライアンス専門家会合」）の報告書を基に、各国が支持するパラグラフを主張した。伝統的知識専門家会合報告書に関連して論点となった事項は、議論の進行方法、遺伝資源へのアクセスと伝統的知識の関係、伝統的知識の定義、慣習法、IR の実施による原住民及び地域社会に与える影響、PIC、認証等である。最終的には、伝統的知識専門家会合で多くの専門家の支持が得られた内容（パラグラフ）をテキストに盛り込むアプローチが採られた。一方、コンプライアンス専門家会合報告書については、コンプライアンスにおける原住民及び地域社会の慣習法の考慮等が論点となった。最終日に最終議長テキスト（UNEP/CBD/WG8J/6/L.5）が提出され、本会議での議論・修正の上、採択された。

<最終テキストに盛り込まれた主な事項>

- 第 15 条（利益配分）と第 8 条 (j) 項は相互支持的であり、IR の発展は伝統的知識の尊重と保護を支援すべきである。
- 伝統的知識と遺伝資源が関連する場合、両者は不可分である。
- 伝統的知識の特徴として、特定の文化又は人々との関連性、長期的な発展、動的・発展的性質、世代を超えた伝承、地域性、原創作者特定の困難性等がある。
- IR は地域における伝統的目的ための遺伝資源及び伝統的知識の交換を制限すべきではない。
- IR は伝統的知識及び関連する遺伝資源に係る原住民及び地域社会の権利に係る文言を規定すべきである。
- IR は伝統的知識が利用等された場合の PIC 及び利益配分に係る原住民及び地域社会の権利を認識した国内立法を要求すべきである。
- 遺伝資源に関連した伝統的知識に関し、「in the public domain」と「publicly available」には決定的な違いが存在する。「publicly available」であることはそれが誰にも帰属しないことを意味するのではなく、依然として PIC 及び利益配分が要求される。
- PIC 促進のためのコンプライアンス措置には、遺伝資源の原産又は出所の開示要件を含む。
- コンプライアンス促進のための措置として、原住民の権限ある機関の創設、国際認証、伝統的知識利用のモニタリング、PIC 等に係る能力構築等がある。

#### 議題 7. CBD の第 8 条(j)項及び関連条項の実施に係る複数年度作業計画

##### 【概要】

議題 7 は二日目の本会議から議論が開始された。既に第 8 条(j)項及び関連条項の実施についての進捗報告等の関連文書が作成されており、それらに基づき各国が意見表明を行った。本議題に関する多くの事項を審議するためにコンタクトグループの設置が決定され、コンタクトグループにおける議論を経て、勧告案が作成された。勧告案は四日目に本会議に提出され、本会議における議論が行われた。最終日には最終案 (UNEP/CBD/WG8J/6/L.6) が示され、一部修正の上、勧告 6/4 として採択された。

勧告 6/4 は、進捗報告、複数年作業計画の改定、CBD 第 10 条（特に CBD 第 10 条(c)項（生物資源の利用慣行））に係る新たな構成要素の導入、8(j)-WG の作業計画、指標、原住民及び地域社会の参加、能力構築、伝統的知識の文書化等のためのガイドライン、国連原住民問題常設会議 (UNPFII) の勧告等を含んでいる。勧告 6/4 の具体的な内容は以下のとおりである。

<勧告 6/4>

- 作業計画の改正に関し、現在進行中のタスクを維持しつつ、能力構築や原住民及び地域社会の参加のためのメカニズム等を加える。

- ・ 次回の第7回8(j)-WGは、CBD第10条（特に第10条(c)項）を条約の様々な作業計画等に組み込むために、新たな要素を加えた戦略を策定する。
- ・ 将来の8(j)-WGに「主要な分野と他の横断的事項に関する詳細な意見交換」と題する新たな議題を組み入れ、第7回WGでは、利益配分、保護地域、生物多様性及び気候変動のうちの一つについて詳細な意見交換を開始する。
- ・ 効果的な参加を目的とする地域社会代表アドホック会議を開催する。
- ・ しっかりとした土地保有に関する指標の創設に係る意見聴取のために、加盟国、原住民及び地域社会の組織、国際機関等の関連する利害関係者を招聘する。
- ・ 事務局長に対し、伝統的知識の文書化に関するツールキットの開発に係るWIPOの作業の完了を支援するために、UNPFII、UNESCO及びWIPOとの協力の継続を要請する。

### 3. 考察

#### (1) 今回の会合について

前述したとおり、今回の第6回8(j)-WGの検討議題のうち、ABSに係るIRに関する議論の結果としての意見(UNEP/CBD/WG-ABS/8/7)のみが翌週開催されたABS-WGに付託され、残りは全て次期COP10へと付託された。ABS以外の議題に関してはCOP10以前の最終勧告案となるだけに、今回の作業部会は非常に重要である。

今回の作業部会においては、先進国では、スウェーデン(EC代表)、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ノルウェーが、開発途上国では、ブラジル、マレーシア、ウガンダ(アフリカ代表)等が積極的に発言し議論をリードした。また、原住民及び地域社会の代表からの発言も相次ぎ、活発な議論が展開された。こうした原住民等の存在感が、本作業部会の大きな特徴である。

全体を通じ、伝統的知識専門家会合報告書等を進展させて、IRの中に伝統的知識に関するPIC、利益配分、慣習法の尊重等を盛り込もうとする開発途上国及び原住民の発言が続く中、スウェーデン(EC)、カナダ等がABS-WG及びCOP10の議論に影響を与えないように、CBDにおける第8条(j)項の規定内容の確認(第15条との相違点)、WIPOにおける議論の尊重等を主張し、文言等の修正・削除を求める形で進行した。こうした先進国対開発途上国という構図の他に、土地及び水域に関する言及、原住民及び地域社会のPIC取得、意思決定過程への参加等をめぐり、政府代表と原住民の意見の対立も見られ、これら国内問題に影響を与える項目についても論点となつた。

これまでのCBDの会合では、ABS事項が作業部会の主要な議論の対象であったが、第8条(j)項に関する作業計画の見直しにおける議論を顧みても、2010年以降のポストCOP10が意識され始めていることが看取された。

## (2) 今後の留意点

今後の交渉における留意点として、以下のような点が考えられる。

固有の制度の検討・起草は長期的タスクとなる可能性がある。CBD はこの事項に関してリードしてゆくと考えられていたが、その作業が滞る一方で、WIPO の下で交渉が進行している。本問題は既存の知的財産制度自体に対する挑戦でもあり、大きな課題であろう。また、知的財産に関しては、開発途上国及び原住民が会議を通じて「in the public domain」と「publicly available」の違いを度々強調しており、今後もこの点を強く主張し、伝統的知識を保護の対象とするよう求めてくることが予想される。そのため、これらの概念及び法的保護の可能性についての整理・検討が求められよう。

議題 5 に関しては、いくつかのプラケットは残しつつも倫理行動規範案が採択された。本倫理行動規範案は COP10 で採択される見通しで、採択されればボン・ガイドライン、Akwé:Kon ガイドラインに続いて、CBD 関連で作成された 3 つ目の任意の指針となる。法的拘束力は無いとはいえ、知的財産や利益配分に係る規定も含まれていることから、採択後の効果も見据えた分析が必要である。

その他、特記すべき点としては、ノルウェーが新しく ABS に関する国内法を策定したことを強調しており、同法を分析しつつ、ノルウェーの主張及び今後の動向を注視する必要がある。また、従来からアジア、アフリカ、南米の 17 か国で構成される「Group of Like-Minded Megadiverse Countries (LMMC)」が存在していたが、今回新たに LMMC 中のアジア太平洋の諸国により「Like-Minded Asia-Pacific Group」が結成された。これらの諸国の今後の動きには注意が必要であろう。